

2016年3月14日

於・特許庁 16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会
第16回商標審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開会	1
2. 商標審査基準の改訂について	1
3. 閉会	30

1. 開 会

○青木商標課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第16回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、本日は加藤委員、林委員は所用のため御欠席でございます。田中委員は若干おかれてこられることと存じます。

それでは、以後の議事進行は小塚座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小塚座長 ありがとうございます。皆様、足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議題は、「商標審査基準の改訂について」ということでして、御尽力いただいてまいりました商標基準の改訂もいよいよ大詰めです。

○小塚座長 それでは、事務局から配付資料の確認をしてください。お願いします。

○青木商標課長 配付資料の御確認をさせていただきます。本日の配付資料は座席表、議事次第及び配付資料一覧、委員名簿のほか、資料1「商標審査基準改訂案」、参考資料1「商標審査基準改訂案に対するパブリックコメントの結果について」、参考資料2「事務局提案」、以上の3点でございます。不足等はございませんでしょうか。

いつもながらですが、御発言をいただく際にはマイクのスイッチを入れていただき、マイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

2. 商標審査基準の改訂について

○小塚座長 それでは、議題に入りたいと思います。先ほども申しましたように、商標審査基準の改訂について、パブリックコメントでいろいろな御意見もいただいたようですので、そうした御意見とそれを踏まえた基準案について、事務局から御説明いただきたいと

思います。よろしくお願いいたします。

○木村商標審査基準室長 それでは、事務局から説明させていただきます。資料1でございますが、これが今回の審議事項といたしまして、基準改訂案となります。それから、参考資料1でございますが、これは1月にパブリックコメントの案を作成しまして、1月26日から2月24日までの30日間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果を取りまとめしております。

意見の提出数でございますが、6件となっております、内訳は団体が4、企業が1、個人が1となっております。

意見の概要ですが、次のページをごらんになっていただきますと、項目別に全般、それから第3条第1項全体、柱書、それから第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、それから第3条第2項、そして第4条第1項第6号ということで、今回審議いたしました全般にわたって御意見をいただいております。

これにつきましては、パブリックコメントの実施主体は特許庁でございますので、これに対する全体の考え方につきましては、追って特許庁で取りまとめをして結果を御報告するという形にしたいと思っております。

この中で、基本的には今まで審議した部分の中でも取り入れたほうがいいという意見もございますので、その部分につきましては、参考資料2ということで、こちらの事務局提案でまとめさせていただきます。

参考資料1の御意見の概要のページ番号を記載していますが、このページ番号はパブリックコメントを実施したときのページ番号になっておりますので、今回の資料1の番号とは必ずしも一致しない場合がございますので、その点は御容赦いただければと思います。

それでは、参考資料2の事務局提案、それから資料1に沿いながら御説明したいと思います。

参考資料2の項番1でございますが、第3条第1項柱書、資料1では5ページになります。

5ページの網掛け部分があるかと思いますが、網掛け部分のところを、明確化の観点から記載を修正したということになります。参考資料2の事務局提案をごらんになっていただきますと、「指定役務が、例えば、次のような場合には」という部分と、「出願人が、指定役務に係る業務を行い得る法人であること、又は、個人として当該国家資格等を有していることのいずれの確認もできない場合」と修正しております。

それから、項番2ですが、6ページ。これは類似群の記載ですが、類似群が審査基準上出てくるのはここが初めてですが、定義がされていないという御指摘がありましたので、ここにつきましては「指定商品又は指定役務の各区分において類似群（類似関係にあると推定する商品または役務をグルーピングしたもの）ごとに明らかにする必要がある」としてあります。これは類似商品・役務審査基準の記載を参考に挿入したものでございます。

それから、項番3ですが、資料1の10ページ。この立体商標の第3条第1項柱書の適用ですが、商標の使用の定義につきましては、広告的な使用も第2条第4項に規定されているということがございまして、指定商品の形状そのものの場合と広告に使うような場合の2つがあるとしみますと、広告で使うような場合というのも当然想定し得るので、この例は適当ではないのではないかと御指摘をいただいております。

事務局で検討しまして、以前はスプレー缶の例を記載していましたが、ここは衛生マスクの例に差しかえをいたしまして、指定商品が薬剤、衛生マスクということで、薬剤の場合に当然広告としても使い得るのは必ずしも明らかでないようなものについて修正を加え、商標登録を受けようとする商標の記載と解説部分を修正しております。解説部分は、『この場合、衛生マスク以外の指定商品が当該立体的形状を採ることは想定し得ず、かつ、広告として使用されることも当然に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「衛生マスク」のみに補正する必要がある』という、第3条第1項柱書の考え方を記載しております。

次は項番4、16ページになります。これは事務局から提案させていただきたいと思っております。願書に記載した商標から、色彩を付する商品等における位置が特定されていると認められない場合ということで、包装容器の部分が破線になっていまして、途中で上の部分が切れているということから、この位置の部分が、全体として下の部分にあるのか、あるいは中央部分にあるのかというところがこの破線の記載によって変わってくるということですので、この部分を明確にする必要がある。

そういうことで、商標の詳細な説明の部分を全面中央部というように記載を変えまして、解説のところも、「この場合、標章を付する対象たる包装容器を表す破線が、全体像を表していないため、標章を付する位置が定まらず、商品における位置を特定することができない」という事例にしております。

それから、項番5、21ページになります。これは音商標の記載の仕方ですが、ここも解釈によっては違う捉え方をされてしまうおそれがあるという御指摘がありましたので、こ

の部分修正して、(1)の「(ア)願書に記載した商標に、楽曲のタイトルや作曲者名等の、音を特定するために必要な記載以外の記載がなされている場合」という記載にしております。

次は項番6、26ページになります。これは、新しいタイプの商標の色彩のみからなる商標で位置を特定したものと、位置商標で色彩と結合したものについての解釈のところですが、どこが違うのかというところを明確にしたほうがいいという御指摘がございましたので、26ページの(イ)、タイトルですが、「願書に記載した商標及び商標の詳細な説明に、標章が色彩のみからなると認識し得る記載がなされている場合」と修正しました。

これは、この詳細な説明をごらんになっていただきますと、包丁の柄の部分、下線も引いてありますが、「赤色とする構成からなる」ということで、赤色となりますと、これは色彩商標のような記載と認識し得るということで、その部分を解説のところでもより明確に記載しております。

『位置商標は、商標法施行規則第4条の6により、標章の要件として、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。」ことから、商標の詳細な説明においてこの点を明確にする必要がある。この事例においては、「包丁の柄の部分赤色とする」との記載が、「包丁の柄の部分」に「赤色」という色彩の標章を付するものとも解釈し得るため、標章が色彩のみからなるものと認識され得る。そのため、第3条第1項柱書及び第5条第5項の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を同時に通知する。この場合、商標の詳細な説明において、標章が立体的形状等と色彩の組み合わせからなるものであることが明確になるように、例えば、「包丁の柄の部分赤色とした立体的形状からなる」等に補正をする必要がある』というので、これは「立体的形状からなる」というところがポイントになっていて、ここで標章を特定するという記載にしてあります。

次が項番7、30ページになります。30ページは普通名称でございますが、ここも基準ワーキングで御議論いただきまして、どういう事例が適切かいろいろ御意見をいただきましたが、今の例ですと商品「スマートフォン」に商標「スマートフォン」という1対1の関係にあるようなものしか記載されていなかったということで、商品の表記と商標が異なっているものも必要ではないかということで、こちらは、網掛けがありますが、商品「電子計算機」について、商標「コンピュータ」という例を入れてあります。

それから、項番8ですが、同じ30ページです。その下の網掛け、「普通に用いられる方

法で表示する」についてというところですが、これは以前、「取引者において普通に使用する範囲にとどまらない特殊なものである」ということで、「普通に」という文言を用いていましたが、「普通に用いられる方法で」というところに「普通」と記載されていることから適切ではないという御指摘がありましたので、この部分を「一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合」という、「一般的に」という文言に修正しております。

項番9ですが、31 ページになります。これは、一般的に使用されているフォントで表示された場合には、態様にかかわらず「普通に用いられる方法で表示する」に該当するとの誤解を生ずる可能性もあるので、フォントが一般的でかつ対応も特殊でないことを書き加えることが考えられるという御指摘がありました。

また、例1と例2との関係も、誤解の生じないように整理する必要があるということでしたので、事務局で整理して、例1ですが、「取引者において一般的に使用されている書体および構成で表示するもの」、例2ですが、「取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特異なレタリングを施して表示するもの又は特異な構成で表示するもの」という記載にしております。

次が項番10ですが、以前は「フォント」と「書体」という2つの文言を使っていましたが、この「フォント」と「書体」というのは同じようなものとして使っているのであれば統一すべきではないかという御指摘をいただきましたので、31 ページ、37 ページ、41 ページに記載されていますが、書体という文字に記載を統一しております。

次は、第3条第1項第3号になります。項番11、34 ページ、1. のタイトルですが、「(以下「商品又は役務の特徴等」という。) について」と。以前は「判断方法について」ということでしたが、判断方法というよりも、内容的にはこういう類型はここに該当しますという記載ですので、単純に「何々について」という形にタイトルを改めております。

次は項番12、同じ34 ページですが、「間接的に表示するにすぎない場合」という、「にすぎない」という文言を入れていましたが、ここの表現ぶりが、運用を変更しないのであれば「間接的に表示する」商標とすべきであるという御指摘がありましたので、ここは「にすぎない」という文言を削除しております。

次は項番13ですが、同じ34 ページです。これはパブコメの案ですと、「旧国家」と「旧地域」というのがありまして、旧地域の中に（旧国家名を含む）という記載になっていますが、並列的に記載している理由が見当たらない、明らかではないという御指摘がありましたので、ここをもう一度こちらで整理いたしまして、括弧書きの部分を削除して、「旧国、

旧地域」という並列的な記載にしております。

それから、項番 14 です。その下に書いてありますが、「取引者又は需要者」という文言と、「需要者又は取引者」という文言が併存していた、混在しているという御指摘がありましたので、ここは「取引者又は需要者」の記載に統一しております。

それから、項番 15、35 ページ。商品の「品質」、役務の「質」についてですが、ここは商標が一定の内容を明らかに認識させるものと認められる場合ということで、一定の内容というのがどういう内容を示しているのかわかりにくいという御指摘がありましたので、ここは、以前こちらで御説明しましたとおり、著作物の分類あるいは種別等の一定の内容ということを示しておりますので、その部分を追加で記載しております。

それから、項番 16、36 ページです。(エ) の部分は、①と②で考慮要素が書いてありますが、肯定又は否定どちらのほうに働くのかという点を明確にすべきという御指摘がありましたので、この部分について、例えば次の①、②の事情は、商品の「品質」または役務の「質」を表示するものではないと判断する要素とするということで、ここを明確にしております。

それから、項番 17、同じ 36 ページです。定期刊行物に関する内容は、「書籍」、「放送番組の制作」等の商品又は役務を取り扱うことにするのか明確にすべきであり、(オ) として別項目を設けるべきであるという御指摘がありました。それに従いまして、『(オ) 新聞、雑誌等の「定期刊行物」の商品については』という独立した記載にしております。

それから、項番 18、37 ページですが、これは立体商標の部分です。36 ページのほうからいきますと、4. 商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について、『(1) 商標が、指定商品の形状（指定商品の包装の形状を含む。）または指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、「形状」又は「提供の用に供する物」を表示するものと判断する』と。

それに加えて、これらの形状の一部についても明確にすべきではないかという御指摘をいただきまして、37 ページの上のほうに記載しましたが、その後、こちらでもう一度文章を再検討いたしまして、「資料 1：追加修正」という 1 枚紙が席上に配付されていると思います。こちらをごらんになっていただければと思いますが、「また、商標が指定商品（指定商品の包装を含む。）または指定役務の提供の用に供する物そのものの形状の一部と認識される場合についても同様に扱う」という、内容的には一部の形状についても同様に扱うということで、内容的には変わりませんが、記載ぶりを明確にさせていただいて

おります。

それから、項番 19、43 ページになります。なお書きは、具体例である（１）及び（２）の後に記載すべきであるという御指摘がありました。この部分につきましては、なお書きの構成を修正して、なお書きをやめて、「ありふれた」標章について、『「ありふれた」標章とは、当該標章が一般的に使用されているものをいう。一般的に使用されていると認められるためには、必ずしも特定の商品又は役務を取り扱う分野において使用されていることを要しない』。その「ありふれた」標章に該当する例として、①、②という構成に変えております。

それから、項番 20、44 ページになります。ここも前回御議論いただきましたが、③のところですが、①の次にさらにローマ字を組み合わせたもの及び②の次にさらに数字を組み合わせたものであり、かつローマ字が 2 字以下により構成されるもので A 2 B、2 A 5 と。「ただし、③については、その組み合わせ方が」、この後に追加して、「指定商品又は指定役務を取り扱う業界において記号又は符号として一般的に使用されるものに限る」という記載にして、明確化しております。

次が項番 21、47 ページ。これも文章の明確化の観点ですが、「出願人が出願商標を一定期間自他商品・役務識別標識として使用し」の後に、「ているのに対し」を補ったほうが明確ではないかということでしたので、「使用しているのに対し」と、その下の（イ）の例の①につきましても、「使用しているのに対し」というのを補っております。

それから、項番 22、48 ページ。これは「9. 店名として多数使用されている商標について」という例示です。②のところですが、清涼飲料と果実飲料を主として提供するサービス云々という役務の名称を詳細に記載していましたが、そこまで記載する必要はないのではないか、「茶又はコーヒーを主とする飲食物の提供」を用いるとすれば十分であるという御指摘がありましたので、この部分を生かしまして、「茶又はコーヒーを主とする飲食物の提供」という記載にしております。

次は項番 23、51 ページです。これは第 3 条第 2 項の適用の『商標の「使用」について』というところですが、ここも明確化の観点から記載を追加しております。このただし書きのところですが、「同一性を損なわないものと認められるときは出願商標を使用しているものと認める」と、「出願商標を」というのを追加しております。

次は項番 24、52 ページです。ここも明確化の観点から、何々と認められるときは、「指定商品又は指定役務について出願商標を使用しているものと認める」という記載を追加し

ております。

次は、項番 25、55 ページです。ここは 6. 音商標についてという、タイプ別の記載ですが、タイトルを現行の基準の「同一の音商標であると需要者が認識する場合」に戻すべきではないかという御指摘がありまして、こちらでもう一度精査をしまして、(1) のタイトルを修正して、あわせて 6. の構成を修正しております。「6. 音商標について (1) 同一の音商標であると需要者が認識する場合」というタイトルと、「(2) 本項の適用が認められる例」、それから「(3) 本項の適用が認められない例」という構成にしております。

今回、パブリックコメントをいただいた意見の反映すべき点については、今申し上げた事務局提案という形にしておりますが、それ以外の、先ほどの参考資料 1 で、全部で項目別で 81 について意見が出されておりますが、これにつきましては今申し上げた事務局提案も含めてこちらで取りまとめをして、この基準の改訂を公表する際に、あわせて考え方をお示しすることにしたいと思っております。

事務局からは以上になります。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、今御説明がありましたように、パブリックコメントにかけた案からの修正点が 25 カ所で、したがって、お出しいただいた御意見の中でここに含まれていないものは、御意見はいただきましたが特に修正の必要を認めなかったというのが事務局の判断ということです。

これらにつきまして、どうぞ御自由に御意見をいただけますでしょうか。お願いいたします。

本多敬子先生、お願いします。

○本多委員 日本商標協会の本多でございます。

修正の基準、ありがとうございます。拝見いたしまして、若干気になったことだけ申し上げます。6 ページの『「使用をする商標」であることは』のところ、類似群の定義ですが、これはもしかしたら類似群の定義のところ既に御使用になっている言葉なのかもしれませんが、済みません、グルーピングという言葉に違和感を覚えました。感想だけでございますが、日本語のほうがいいのかなと思ったりもしております。

もう一カ所申し上げます。26 ページでございます。位置商標が色彩の商標と誤解されるのではないかという記載でございます。全部読みますと御趣旨がはっきりするのですが、最初に御説明いただいた部分、『この事例においては、「包丁の柄の部分に赤色とする」と

の記載が、「包丁の柄の部分」に「赤色」という色彩の標章を付するものとも解釈し得るため、標章が色彩のみからなるものと認識され得る』。ここの部分だけを見ますと、どのような意図でこのようなことになっているのかというのがすぐにはわかりかねるということがありまして、もし、「例えば、包丁の柄の形状の特定が不十分であるため」というようなことを書いていただければ、こちらの指定の仕方では形状がはっきりわかりませんねということが、どなたにもわかるのではないかなという印象を持ちました。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

第1の点のグルーピングについて、何か事務局でお考えがありますか。少し考えられますか。では、きょう終わるまでに少し考えていただきますかね。

○木村商標審査基準室長 そうですね。グルーピング自体は類似商品・役務審査基準で使われている言葉で、一般的なのかなと思いましたが、もしもう少しわかりやすい言葉があるのであれば、ぜひ御指摘いただきつつ、こちらでも考えてみます。

○本多委員 多分そうだろうとは思っておりますが、確かに辞書にもございますので、普通に日本語なのかなという認識ではあるのですが、ただの違和感でございます。申しわけございません。

○小塚座長 ありがとうございます。

それから、第2の点ですね。色を伴う位置商標と、それから場所を特定した色彩商標の問題ですが、これは私の理解では、資料1の26ページの解説のところに書いてありますように、文字、図形、記号、立体的形状、あるいはこれらの結合、あるいはそれらと色彩との結合ということですので、ここの基準は「文字、図形、記号、立体的形状、これらの結合と色彩」という書き方がなされていないといけないという趣旨なんですね。

ですから、本多先生御指摘のように、形状の指定が不十分というよりも、「包丁の柄の部分を赤色とする」と書いたのでは、要するに文字も図形も記号も立体的形状も何ら適示されていないのではないかと、不十分という以前に、何も書かれていないということなのではないかなと。

そこで、ページが変わりますが、「包丁の柄の部分を赤色とした立体的形状」と書いて、これは要するに規則で言う立体的形状のことであると、こう書いてほしい、事務局の方針はそういうことですね。

○木村商標審査基準室長 そうです。

○小塚座長 ということですが、先生の御趣旨はこれで明確になりますでしょうか。

○本多委員 申しわけありません、私、立体的な形状のところの部分のみが不明確なのかという理解でおりましたので、そうしましたら、これは文字だか図形、図形という理解であれば図形にしなさいよということが不十分であるということでございますね。立体的形状でなくてもよかったということの理解でよろしいということですね。わかりました。ありがとうございます。

○小塚座長 この例は立体的形状の例なのですね。しかし、書かんとしていることは非常に一般的なことで、とにかく施行規則第4条の6のどれに当たるのかということが書かれていないと困るということです。

○本多委員 わかりましたが、もしかしたらすぐ読んではわかりにくいかもしれないかしらとも感じます。申しわけありません。

○小塚座長 ありがとうございます。

解説のところの第一文の表現ぶりにもうちょっと工夫の余地があるかもしれませんね。その他の先生方から。

では、小川先生からお願いします。

○小川委員 今の26ページの例ですが、要は、この事例は色彩と形状を特定した位置商標と理解していいんだろうと思いますが、解説のところの一番下の行に、前の行から続きですが、「立体的形状等」と。この「等」は要らないのではないかと。

それから、27ページの1行目です。「包丁の柄の部分に赤色とした立体的形状からなる」、その次の「等」も要らないのではないかとと思うのですが。特に、最後の「等」については、これ以外の補正があり得るのか。なければもう「等」は取ってしまったらいかかという意見です。

○小塚座長 ありがとうございます。

事務局の御意見はいかがですか。特に、最後の一文は「例えば」という言葉があるのですね。

○木村商標審査基準室長 26ページの最初の「形状等」の「等」のところは確かに御指摘のとおり必要ないと言えますが、27ページの「立体的形状からなる」、次の「等」につきましては、それ以外の補正もあり得ますので、ここは「等」は入れておいても特段問題ないと考えます。

○小川委員 例えば、どんな補正が考えられますか。私いろいろ考えてみたんですが、思

いつかなかったものですから。

○木村商標審査基準室長 確かにここで直ちに補正案を示すことはできませんが、必ずしもこの文言それ自体にこだわる必要はないと思いますので、そういう意味で「等」はあってもいいのかなということです。

○小川委員 わかりました。結構です。

それから、先ほどの別の6ページの類似群の括弧書きの御指摘のところですが、この定義は、室長がおっしゃったように既に使われている表現なので、これについては異論はないんですが、この頭のところに、「類似商品・役務審査基準において」という言葉をつけたらおかしいですか。

○小塚座長 事務局としてはいかがですか。

○小川委員 ちなみに、「類似商品・役務審査基準」という言葉は、第4条第1項第11号の審査基準でも出てきます。

○木村商標審査基準室長 ここは、特に第4条第1項第11号のように、類型的に推定する商品、役務の類似関係を規定しているわけではなくて、あくまでも使用する商標であることを確認する意味での類似関係はこういうものと、一般論として書いてありますので、あえてここで類似商品・役務審査基準を引用——先ほどグルーピングという言葉がいいのかどうかという御指摘がありました。あえてそこまで引用して、そこを引用しないとここが決まらないということでは多分ないと思いますので、この記載でもいいのかなと思います。

○小川委員 こだわりません。

○小塚座長 ありがとうございます。

この文言自体は、「類似商品・役務審査基準」と同一の文言を使っている、ということですね。ということは、双方に精通した人であればわかるということですね。

外川先生、お願いします。

○外川委員 一つは、今の「類似群」のところですが、パブリックコメントに対する回答という観点からすれば、このパブリックコメントはこういう定義を書いてくれと言っているようには思えないのですが。つまり、「類似商品・役務審査基準による」と書けばいいだけなんじゃないかという気がします。

つまり、これは審査基準ですから、そうすると類似群という言葉がどこから来たかということの説明してくれと言っているように読めるので、わざわざ抽象的にグループ化とか、

結局この言葉はわかったような、わからないような言葉なので、むしろ蒸し返すようで申しわけございませんが、「類似商品・役務審査基準による」と書けば、それでこのパブリックコメントに答えたことになるのではないかというのが一つです。ある意味で、小川先生と半分同じ意見です。

もう一つは別のところですが、31 ページ。前から「普通に用いられる方法」をちゃんと説明していただくのが希望でしたのでありがたいことだと思うんですが、今回、31 ページの上の例1が「普通に用いられる方法で表示する」に該当する場合と。「フォント」を「書体」に直したりしていると。これはこれでいいと思うんです。

しかし、例2のほうですが、これもパブリックコメントとの関係で見ると、「特異」という単語に引っかかっているんです。「特異」というのは、広辞苑を調べると、「他のものと非常に異なっていること」と書いてあります。「特殊」という言葉は「普通と異なること」と言っているので、恐らく、一般あるいは普通と特殊、そして特異と、段階としては3つに分かれるんじゃないか。

そうすると、例1は一般とか普通とかでいいんですが、例2を「特異」とやると、かなり絞ったように見えるような気がするんです。そういう趣旨だということであればそれでいいんですが、「特殊」でいいのではないか。「特異」と言うのと「非常に異なる」ということになりますので、この言葉には引っかかるなということでございます。

この2つでございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

後ろのほうから回答していただきましょうか。「特異」の部分について。

○木村商標審査基準室長 「特異なレタリング」というのは明らかだと思いましたが、この「特異な」という言葉を使っていましたが、外川委員御指摘のとおり、「特殊な」ということでも問題ないと思いますので、この部分については「特殊なレタリング」ということにさせていただきたいと思います。

もとに戻って類似群のところですが、これを見たときに類似商品・役務審査基準またはそれを見て判断する、引用しないとイケないという手間が入ってくるかと思うんですが、一般の人から見てそちらのほうが明確だということであればこだわるものではありませんが、ここでは一般的にこういうことかというのを書いたほうがよりわかりやすいのかなということで記載しましたので、委員の皆様方がそれでわかるということであれば、そこもこだわるものではございません。

○小塚座長 この点については、お二人の委員の先生から、「類似商品・役務審査基準」に言及したほうがいいのではないかという御意見がありましたので、ほかの先生方の御意見も伺えますでしょうか。

本田順一先生、お願いします。

○本田委員 結論的には私も賛成で、実務をしていますと、類似群というのは商標の業界では当たり前の言葉かもしれないですが、ここを見た人からすると、あの「類似商品・役務審査基準」の類似群と同種であるということがやはり明確じゃないかと思います。類似群というのは何かぼやっとした表現ですので、結局そちらを見てその類似群ごとに証明を出さなきゃいけないということがその引用づけで明確になれば、そのほうがいいのかかなと思っております。なので、賛成です。

○小塚座長 ありがとうございます。

田中先生、お願いします。

○田中委員 形の問題なのでどちらでも結構とは思いますが、6ページの今回の案で書いてある類似群の説明で過不足なく説明できているのであれば、別の文書を参照するまでもなくわかるという意味では、ユーザーにはわかりやすいのではないかと思います。このように中身が過不足なく説明できているのであれば、この案でよろしいのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

本多敬子先生はどうお考えですか。

○本多委員 今、田中先生がおっしゃったことを考えていたんですが、こちらを見て、「類似商品・役務審査基準」も見ながらという作業になるのではないかと思いますので、それでしたら、そのような「類似商品・役務審査基準」ということで明確にしたほうが親切かもしれないと思っております。

○小塚座長 ありがとうございます。

それを入れたからといって、先生が最初に御指摘されたグルーピングという言葉がカタカナだという点が改まるわけではないんですが、委員の皆様方の御意見は、要するに2つの点があって、1つは、この類似群の定義自体が——グルーピングという言葉もそうかもしれませんが——これで過不足がないのかという田中先生も御指摘の点で、それ自体は恐らく事務局としては精査の上で出していると思います。

もう一つのポイントは、どう定義されているにせよ、それが「類似商品・役務審査基準」

の「類似群」と同じであるという事実自体を記載する必要があるのではないかということで、これについては3人の先生から御意見があつて、特にそれに御異論ということではなかったような、田中先生もなくても過不足がないのではないかとおっしゃっただけで、御異論ということではなかったように思いますが、そうすると、これは書き足すということで、事務局は問題ありませんか。

それでは、最終的な表現ぶりはお任せいただきたいと思いますが、例えば「類似群」の後に（類似商品・役務審査基準における類似群を言い）と補い、そして現在の案のように、類似関係にあると推定する商品又は役務をグルーピングしたものを指すとか、そのような書き方にさせていただくと。こんなことでいかがでしょうか。

ありがとうございます。

それで、先ほどのフォントの問題がありましたね。31ページの「特異なレタリング」というのを「特殊」に直すという点は、外川先生からは「特異」と「特殊」で意味が違うので、事務局は意識して「特異」という言葉を使ったのではないですかという御質問だったと思いますが、必ずしもそうではないということですね。

○木村商標審査基準室長 普通に用いられる方法に該当しない例ということですので、ここは「特殊なレタリング」あるいは「特異なレタリング」、どちらも成立し得ると思いますが、「特異な」というのは割と明確なところかなということでは使っておりますが、「特殊な」でもそこは当然読み込めると思いますが、そういう御指摘であれば、ここは「特殊なレタリング」ということで問題ないと思います。

○小塚座長 それでは、事務局としてはそういう趣旨だそうでございますので、「特殊な」に直させていただく。これはほかの先生方もよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、それ以外の点について御発言、御意見等ございますでしょうか。

小川先生、お願いします。

○小川委員 16ページとそれから17ページもそうなんです、これらは両者とも位置を特定した色彩商標の例だと思います。

それで、今回つくられた基準はいろんな具体例が書かれていて、こういう場合にはこういう拒絶理由をかけて、こういう補正をすればいいんだよと丁寧に書いていただけてわかりやすくなっているんですが、16ページと17ページだけは、どういう補正をしたらいいのかというのが、どういうわけかないんですね。

16 ページの例で言うと、上のほうで破線が切れているので、破線で全体像を完成させればどんな形状にしてもいいのか。例えば、この例で言うと、上の部分を三角形の形にしようがドーム型にしようが、包装容器の前面中央部という要件を満たすものだったらどんな補正をしても構わないという意味に捉えていいかどうか。それでいいのならそう書きませんかということです。

それから、次のあわせて 17 ページの例も、位置を特定した色彩商標の例で、これは商標の詳細な説明の「波形の形状からなる」というところがおかしいということですから、補正としては「波形の形状」という文言を取れば、認めてもらえるのか。もしそうであれば、そう書いたらいかがかと思った次第です。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、この点について、事務局から、小川先生がおっしゃるような方法で補正が必ずしもできるとは限らないのだということかもしれませんが、その点も含めて御回答をお願いします。

○木村商標審査基準室長 16 ページの（イ）の例ですが、これはそもそも商標登録を受けようとする商標の記載自体が破線部分ですが、これで全体をあらわしていないということですので、これは商標登録を受けようとする商標自体の補正というのは基本的にはできないと考えていますので、16 ページの（イ）の例については「位置を特定することができない」で終わりなのかなと考えております。

17 ページの（ウ）の例ですが、これについては確かに御指摘のとおり、波形の形状からなるという部分が不適切だということですので、この部分について、例えば削除する補正とか、この解説の下の部分に書いてありますが、標章が色彩のみからなるものであることが明確になるような補正をしていただくことで対応可能ではないかということになります。

ですので、もし書き加えるのであれば、17 ページの解説のところは今申し上げた趣旨を書き込むというのは考えられます。

○小塚座長 小川先生、よろしいですか。

どうぞ。

○小川委員 確認ですが、17 ページのほうは「波形の形状」という文言を取っても、もともと出願人が色彩のみからなる商標と言っているのであるから、そういう補正をしても要旨変更にはならないという理解でよろしいんですね。

16 ページのほうは、こういう出願が出てきたら全く補正を認めない、絶対的に拒絶ということですね。

○小塚座長 事務局はいかがですか。

○木村商標審査基準室長 16 ページを見ていただきますと、特定することができないということで、補正の案も特にお示ししておりませんので、こういうものが出てきたらそういう判断をすることになると思います。

17 ページは、御指摘のとおり、その波形の形状と、そういう色彩のみからなる商標以外の記載がある部分については削除していただければいいのかなと思います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

本田順一先生、今の点ですか。どうぞ。

○本田委員 私も全く同じところで引っかかっておりまして、解説と書いておられるところには全部補正案の示唆があったので、16 ページでも補正できるかということは僕も考えたんですが、多分要旨変更にあたるんだろうと思います。

ただ、本当におっしゃったとおりですが、本当に商標登録を受けようとする、商標を補正しようとする方がいるんだと思いますので、そういう要旨変更にあたるおそれがあるとか可能性が高いとか、そういう示唆がここにあったほうがよりユーザーフレンドリーのかなという気はします。

○小塚座長 その点を書き加えることについて、事務局で何か御意見がありますか。

○木村商標審査基準室長 御指摘いただきましたので、この場合には、例えば商標登録を受けようとする商標の記載の変更は要旨変更にあたるという記載を追加することでいかがでしょうか。

○小塚座長 ほかの先生方もそれでよろしいですか。事務局の趣旨はかなり明確だと思いますが、16 ページのこの例については、記載を変更すると要旨変更にあたるので、結果的には補正できないということですね。できないと書くかどうかはともかくとしまして。

では、そのようにさせていただいてよろしいですね。

ありがとうございます。

それから、17 ページのほうは、事務局のお考えは現在の書きぶりで補正の仕方はわかるだろうということですね。「波形の形状」という部分だけを取りますと、「色彩のみからな

る商標であり、赤色の包丁の柄の部分からなる」という文章になりますが、そういう補正をすれば認められるということですか。先ほど問題になりました色彩を伴う位置商標の例との対比で言うと、「包丁の柄の部分に付された赤色からなる」とでも書かないと、色の商標にならないのではないかという気がします。

○木村商標審査基準室長 こちらのほうで案を考えますが、「商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、」その次ですが、「包丁の柄の部分赤色（RGBの組合せ）云々からなる」、例えばそういうことなのかなと思います。

○小塚座長 今のような補正の案あるいは例を書いたほうがよろしいでしょうか。先生方、これはいかがですか。

先ほどの、これと対になる例からすると、確かに実務の方がちょっと悩まれるところかもしれないですね。今、事務局が言われたような方向で補正案を書くということではよろしいでしょうか。逆に問題が出てくるということがありますか。よろしいですか。

それでは、包丁の柄の部分の赤色、括弧内にその詳細を書いて、「からなる」というような補正をする必要があるという書きぶりにするということですね。わかりました。それでは、そのように対応していただきます。

ほかの点について、何か御指摘、御意見等ございますでしょうか。

小川先生、お願いします。

○小川委員 30ページの普通名称の例ですが、電子計算機について、商標「コンピュータ」、いい例をつくられたなと思いました。ただ、ここに4つ並んでいるんですが、コンピュータの例を一番下にしませんかという提案なんです。

○小塚座長 ありがとうございます。

いかがですか。

○木村商標審査基準室長 その御趣旨は、1対1に対応を優先するということでしょうか。

○小川委員 ええ。通常、一般的名称をそのままというのが普通名称ですから。

○木村商標審査基準室長 わかりました。では、そのようにいたします。

○小塚座長 この点もよろしいですね、先生方。ありがとうございます。

それ以外に何かお気づきの点等がございましたらどうぞ。

引き続き、小川先生、どうぞ。

○小川委員 たびたびで済みません。今度は34ページですが、旧国家と旧地域の整理をしていただいた。これは、そのとおりでよろしかろうと思います。

今回、「旧国」というのを入れられたんですが、この「旧国」と「旧国家」は重複していないのか。恐らく、この「旧国」というのは、我が国の旧国名、例えば甲斐とか信濃とか越後とか、あんなものをイメージされているんだろーと思います。もしそうであればですが、全然違ったらあれですが、そうであればこの「旧国」というのを「我が国の旧国名」とか書くと、「旧国家」とは重複しないということがよくわかるのではないかなーと思いました。

○小塚座長 事務局から御回答がありますか。

○木村商標審査基準室長 御指摘の点は、35 ページの右側のほうに現行の審査基準が書いてありまして、(注) のところに、国家、首都、州、県、ここに旧国云々と書いてあります。この趣旨を考えますと、旧国というのは確かに小川委員御指摘のとおり、我が国における旧国名という使い方だと思いますので、ここで34 ページの左のほうの改訂案でいきますと、旧国家、旧国と、紛らわしいということであれば、御指摘のとおり、旧国家というのは例えば国が国名が変わったり、そういった場合に使われることがあって、旧国というのは我が国における旧国名という趣旨を明確にするという意味では御指摘のとおりかと思います。追加で入れるというのも十分可能だと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

御理解自体は、そういう意味では事務局の考えていることも小川先生の御指摘と一致しているということで、あとはこの旧国に「我が国の」と入れるかということですが、ここだけ「我が国の」と入れるのもバランスが悪い気がします。旧国（我が国の旧国）と書いても何となく重複する気もしますが、いかがいたしましょうか。「我が国」を補わないと非常に誤解を招きますでしょうか。従来から審査基準の注にあったのですね。ほかの先生方、御意見はありますか。特に「我が国の旧国」と入れる必要があるかどうかについて。

小川先生、どうぞ。

○小川委員 いっそ、もとの例に戻して、旧国家をとって旧国だけにすれば、旧国で全部読むという案もあるかと思いますが。

○小塚座長 いかがですか。

旧国家は、34 ページの右側を見ていただくと、現行審査基準にはもうちょっと長い文章で書いてあったのですね。そこをやや短く整理をしようとしたために今回のような形になっているということです。

御趣旨は明確で、小川先生も読んでいただいて、事務局の読み方と全く一致していたわ

けですから、特に強い御要望がなければ、ここは書きぶりはそのままということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この点についてはそのままということで、それ以外の点、まだ何かありますでしょうか。

小川先生、お願いします。

○小川委員 36 ページに、今度新しく（オ）というのを独立してつくったところなんです
が、内容については全く異論がありません。整理の仕方です。ここのところは、前のペー
ジから3. の（1）というのは、商品等の内容を認識させる場合の例示として（ア）から
（エ）まで並んでいるんですが、実は今度独立して設けた（オ）は、内容を認識させない
例なんですね。この（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）と一緒に（オ）を並べていいのか、ちょっ
と違和感がありませんかという指摘だけです。内容的には全く問題ありません。

○小塚座長 ありがとうございます。

事務局のお考えは何かありますか。

○木村商標審査基準室長 御指摘のとおり、（オ）という形で、印刷物の例外的な扱いとし
て定期行物を捉えていたところですが、そういう意味では、確かに独立したことによっ
て括弧の関係で内容を認識させる場合ということになっていますので、若干齟齬が出てき
ている可能性はありますが、そうしますと、（1）のタイトルを、もしそういうことであれ
ば、（オ）も含み得るような記載に修正するかどうかということになるかと思いますが。そ
こについてはこちらのほうでは、今までは（エ）の例外的な扱いとして全体として入れ込
んでいましたので特段問題ありませんでしたが、ここについては修正が必要になる可能性
はあるかとは思いますが。直ちに今すぐ案が出てくるわけではありませんが、御指摘の点は
確かにそのとおり、（オ）については本文に該当しない例となりますので、ちょっと工夫が
必要なのかなと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

この（オ）を（エ）から独立させたというのは、まさにパブリックコメントで御指摘が
あった点であって、そういう意味では読みやすくしたということなので、ここを変えるわ
けではなく、変えるとすれば題名を変える。事務局が今おっしゃったのは、商品等の内容
を認識させる場合というのは、認識させるという肯定的な場合を列挙したというふうにも
読めますし、認識させる場合かどうかについての判断基準をここで示しているんだという

ふうにも読めるわけですが、後者であるというふうにも、もうちょっと明確化する表現はあるかもしれないということですね。それはお任せいただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

どうぞ、お願いします。

○小川委員 今度は43ページの第3条第1項第5号ですが、前の案では実は気にならなかったんです。ところが、今回の案で、2.のところで「ありふれた標章に該当する例」ということで、①、②と書かれたのでちょっと気になっています。この①、②に該当したら拒絶するという意味ではないですよね。ただ、こういうふうに書かれると、あたかもこれで拒絶するのかなと一般の方は思ってしまうのと困るなど。

要は、第3条第1項第5号で拒絶するのは極めて簡単という要件と、ありふれたという要件が2つそろわないと拒絶にはできない。実は、両方そろった場合の拒絶の具体例は3.にちゃんと書いてある。今の①と②については、(ウ)の③と(カ)にちゃんと書いてあるので、2.の括弧書きの例は全部取っちゃってもいいのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○小塚座長 どうぞ、御説明をお願いします。

○木村商標審査基準室長 御指摘の点を考えますと、「ありふれた標章」に該当する例が適当ではないということであれば、「ありふれた」に該当する例とか。要するに、標章全てをあらわしているのではないということを経務局としては提案したかったのですが、今、委員御指摘の誤解が生ずるということであれば、ここはあくまでも「ありふれた」についての記載になりますので、「標章」部分を削除するというのも考えられるところではあります。

○小塚座長 2.の題名自体も「ありふれた」についてと。次の文章は「ありふれた」をかぎ括弧でくくって、「標章とは」と書き出しているんですね。そういうふうになれば、小川先生も違和感はそんなにお持ちでないということでしょうか。

○小川委員 「ありふれた」をかぎ括弧でくくるとのことですか。

○小塚座長 例えばかぎ括弧でくくる、あるいは「ありふれた標章」の「標章」を取ってしまっ、「ありふれた」に該当する例とかいう場合ですね。

○小川委員 いやいや、違和感残ります。もし仮に入れるなら、「極めて簡単」な方にも例を入れないとバランス悪いなというふうにも思います。

○小塚座長 ありがとうございます。それは1. に例を入れるということになりますよね。一応原案のつくりは1.、2. でそれぞれの要件を説明した上で、3. で全体について判断している例が示されているということなのですが、事務局としては2. は「ありふれた」標章という、この「ありふれた」についての例を説明し、かつ多少例を補ったということだったのですけれども。

この書き方ですとかえって違和感を覚えるというのは、ほかの先生方も同じような感覚でいらっしゃいますか。あるいは、事務局の考え方、整理の仕方はこれでわかるのではないかと、括弧書きの見出しの表現ぶりを多少直せば誤解は生じないのではないかとお考えでしょうか。

小川先生からは、その修正ではまだ違和感が残るという御意見だったのですが、ほかの先生方、いかがですか。

あるいは逆に、小川先生の御提案のように、2. の例を①も②も削除してしまうことにするといかがでしょう。逆に、それは不便だとお感じになりますか。それとも、削除してしまっても、3. に例があれば全く問題ないとお考えでしょうか。

本多敬子先生、お願いします。

○本多委員 どちらということはまだ判断しかねておりますが、第3条第1項第5号は以前のものに比べまして十分に長く、たくさんの具体例が挙げられております。ここを判読していくのもだんだん難しい、大変な作業かなと思っているような第3条第1項第5号の充実ぶりでございます。

ただ、①に書いてあります商品の品番、型番などですよということはわかったほうがいいのかなと思ったりもいたしまして、全部ばつと削除するのがいいのかどうか。ただ、もうちょっと簡単でもいいのかなとは思っております。

○小塚座長 ありがとうございます。

例の①は、「商品又は役務の記号又は符号」というのをここで定義している意味も実はちょっとあって、これを3. の(1)(ウ)の③に書き下すと、御指摘のように、それはそれで文章が結構複雑になりそうな気がします。そういう意味では、特に有害でなければ、このまま「ありふれた」にかぎ括弧をつける等の方法で維持することも考えられますが、いかがでしょうか。

小川先生、やはりここは全部削除しないと非常に問題があるのではないかということでございますでしょうか。

○小川委員 問題があるというところまではあれですが、この①、②で拒絶されるんだよと思われると困るなという、それだけです。誰もそうは思わないというのであれば、こだわりません。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、その趣旨を明確にするという意味で、「ありふれた」にして、場合によっては「標章」を取ってしまうわけですね。「ありふれた」に該当する例と。そうしていただいて、これだけで拒絶になるわけではないということを御理解いただく。これでいかがでしょうか。

ありがとうございます。

どうぞ、続けてお願いします。

○小川委員 今の続きですが、44 ページのちょうど今回網掛けを入れていただいたところに、「記号又は符号」という用語が裸で出てくるんですが、せっかく定義づけをしましたので、ここは「商品又は役務の記号又は符号」とすべきではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは、それで意味の違いは生じないですか。大丈夫ですか。では、最終的に確認していただいたほうが良いと思いますが、一応問題なさそうだとすることなので、補うということにしたいと思います。

ありがとうございます。

田中先生、お願いします。

○田中委員 今の同じところで、確認です。44 ページの3. の(2)ですが、これは「極めて簡単でもなく、ありふれてもいない」という趣旨なのですか。それとも、これは「その2つの要件のうち1つだけ欠ける場合」も入っているという趣旨なのか、どちらでしたでしょうか。

といいますのは、その前の頁の1.、2. と関係しまして、「極めて簡単」についての1.、「ありふれた」についての2. というように、2つの要件を個別に書いているのですが、論理的には、1. に当たらないもの、又は、2. に当たらないものは、拒絶にはならないのだと思うのです。3. の(2)は、それとの関係でダブっている部分があるのか、これらとは違うパターンを示しているのかというところを、今、確認しておいたほうが良いように思いました。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは、事務局の趣旨はどちらでしたか。

○木村商標審査基準室長 (2) の表題で書いてありますとおり、「かつ」という文言で結んでおりますので、第3条第1項第5号に該当しない例と考えております。

○田中委員 論理的には「極めて簡単」と「ありふれた」という2つの要件が書いてあるわけですね。その2つの要件のどちらかを欠くから該当しないという説明をしようとしているのかどうか、両方とも欠くという趣旨で書こうとしているのか、どうなのかと思いました。

○小塚座長 いかがですか。

ここは多分、事務局のお考えは最終的には総合判断しているのですね。確かに要件は2つからなっているのですが、最終的には総合判断している面があって、ローマ字1字1字は恐らく極めて簡単でもあるし、ありふれてもいるのだと思いますが、アンドを入れたことによって、その組み合わせ方次第なのかもしれませんが、簡単かつありふれた、ではなくなる。簡単でなくなるのか、ありふれたでなくなるのかどっちなのかと迫られるとそこまでははっきり言い切れないけれども、とにかく総合判断として簡単かつありふれたではなくなると、そういう例について(2)では書いているという、そういうことではないですか。

○木村商標審査基準室長 御指摘のとおり、現行の審査基準43ページの2.の(4)をごらんになっていただきますと、「ローマ字の2字を、例えば、モノグラムで表示したときは、本号の規定には該当しない」という扱いになっておりますので、どちらか一方で拒絶をするということではなくて、これらを法文の文言を見ますと、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章に該当しないと、まさに総合判断をして該当しないという例を記載させていただいております。

○田中委員 ということは、該当するかどうかの説明としては、3.だけでいいということですね。

○青木商標課長 論理的には、委員がおっしゃるように3.だけでいいと思うのですが、「S & B」のように&でつなぐとかモノグラム化した商標の実例が、出願としては多々ございますので、そういう意味では、確認的に、こういったものは該当しない、と明示したほうが予見可能性は高まるかと思えます。

○小塚座長 田中先生、あるいはその前の小川先生の御発言にもありますように、もともと3.で肯定例、否定例があれば最終的にはこれが答えなわけで、現に現行審査基準はそ

うなっているわけですね。それを今回論理的に整理したために、かえって複雑になったようにも見えるのですが、考え方の筋道を見せつつ、しかし、最後は総合判断ですということになっているというのが恐らく事務局の原案のつくり方ではないかと思えます。

もちろん、そのせいでかえってユーザーにとってフレンドリーでなくなるということがあれば、それは避けたほうがいいのですが。田中先生の御提案は、2. の例などは削除したほうがいいという御趣旨で御発言になったわけでしょうか。

○田中委員 特にそういうわけではないのです。私は、1. で「極めて簡単」につき、2. で「ありふれた」につき、それぞれの要素を定義づけされたのだらうと理解しました。その上で、3. が具体的な判断として5号としての該当性の例を示そうということになっていると思えました。その意味では、2. で該当する例として書かれたのは、必ずしも上記理解と一貫しないということになりそうなのですが、「ありふれた」の要件については、「極めて簡単」よりは一応評価的要素が入るので、念のため例を示されたというふうを考えて、何とか全体的には納得していたところです。ただ、3. (2) の位置づけをきっかけにご指摘した点が論理的にクリアでないように感じましたので、この際、御質問させていただいたということでございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

多少、全体を整理したためにかえって構造がやや入り組んで見えるかもしれませんが、しかし恐らく3. (2) はこれはこれで非常に有用な基準なわけで、そうしますと全体としては結局こう書かざるを得ないのではないかと。1. から3. の終わりまで通して、こう書かざるを得ないのではないかなという気がいたしますが、原案のままでもよろしいですか。もちろん委員の皆様の御意見があれば、それに従って修正してまいります。

外川先生、お願いします。

○外川委員 (2) はユーザーフレンドリーだと思います。むしろ、これは該当しないということは疑問として出てくるので、残していただいたほうがいいのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

本田順一先生、お願いします。

○本田委員 ここに関して補足の質問ですが、(2) を残すというのは私も外川先生と同じ意見ですが、(ア) と (イ) と、(ウ) だけここは文章になっていて、「原則として」というのが入っているんですが、(ア) と (イ) と同じような趣旨なのか、(ウ) に関しては例外

が非常に多いからこういう書きぶりになっているのかというところは、確認させていただきたいんですが。

○小塚座長 そこはいかがですか。3.(2)の(ウ)にだけ「原則として」という言葉が入っている。そして、その結果としてこれは全体として「判断する。」で終わるという文章形になっているんですね。(ウ)は例外的な場合もあり得るということを意識的に書いているということですか。

○木村商標審査基準室長 (ウ)の場合には、仮名文字であらわすような場合ですので、それが「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に常に該当するのかという部分は個別に多分判断されるであろうということで、「原則として」というのを入れさせていただいていきます。

○小塚座長 ということは、この使い方は自覚的だということですね。よろしいですか。
ありがとうございます。

そうしますと、論理学の問題みたいに考えますと、全体としてどうつながっているのかなという疑問も出てくるかもしれませんが、しかし制度の運用というのは数学の問題とは違いますので、そういう意味で言いますと、全体としてこの書きぶりで、実務にとってもユーザーにとってもわかりやすいという評価でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ここについては先ほど来御指摘いただいているところを修正した上で、原案どおりとさせていただきたいと思います。

そのほか、何か御指摘、御意見等ございますでしょうか。

小川先生、どうぞ。

○小川委員 ちょっと細かいところですが、53ページの(6)「小売等役務について」という見出しです。これは前後の関係から見ても、この中身から見ても、「小売等役務の商標について」とすべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○小塚座長 事務局からコメントありますか。

○木村商標審査基準室長 御指摘のとおり、「小売等役務の商標について」という記載に修正させていただきます。

○小塚座長 ありがとうございます。

では、そこは表現ぶりを修正することにさせていただきます。

そのほか、いかがでしょう。

○小川委員 最後になります。55ページ、「音商標について」というところで、今回、見出

し等の整理をしていただいたのですが、この音商標の前後は4.、5.、7. と、全て基本的には本項の適用が認められる例と認められない例で整理されています。6. を見ると、(2) に本項の適用が認められる例と書いてあります。そのとおりだと思います。ところが、(1) もよくよく読むと、本項の適用が認められる例なんですね。そうであれば、(1) と(2) を一緒に本項の適用が認められる例というふうに、合わせた整理ができるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは6. の(1) を独立の項目として立てた理由はということだったかということにもつながってくるわけですね。

事務局から御説明をお願いします。

○木村商標審査基準室長 この部分、もともとは6. の(1) は、パブコメの53ページをごらんになっていただきますと、音商標について(1) 本項の適用が認められている例と。その中で(ア) 音の同一性についてと、(イ) 出願商標が使用商標の一部に含まれている場合云々ということで、ここを御指摘を踏まえて修正した結果こういう記載になってしまったので、そこを一緒にして本項の適用を認められる例ということのほうが良いということであれば、そのとおりにももちろん可能ではあります。

○小塚座長 ありがとうございます。

そうすると、これはパブリックコメントの御指摘を取り入れたということなのですね。取り入れて、最終的に本項の適用が認められているのかもしれませんが、その中で同一の音商標であるかどうかという判断が、音商標の場合には特に問題が大きいということで、これだけ詳しく書いた。詳しく書いたので、その点を見出し上独立の見出しにしたということであろうかと思いますが、この見出しのつけ方がかえって誤解を招くということであれば、もちろんほかの商標の場合と同じようにつけ直すということも考えられるわけです。

この点については、何か御発言がありますか。特に、パブリックコメント79番を踏まえての修正であるということで、何か御意見、お考えをお持ちの先生いらっしゃいましたら御発言をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

ちなみに、パブリックコメント版のときはこれはどうなっていたかと申しますと、本項の適用が認められる例という中に、現在の(1) の内容で音の同一性についてとあり、現在の内容の(2) の項目が、それと同じレベルで非常に長い、今、文章に書いてあるものがそのまま「出願商標が使用商標の一部に含まれている場合であって、出願商標が独立し

た商品・役務の識別標識として認識されるものと認められるとき」とあったので、後者が見出しなのか、これはもう本文ではないかというあたりも含めて、現在のような整理になっているということなんですね。

ですから、恐らく、本項の適用が認められる例を一般的には書くのだけれども、音商標は色彩の商標等と違って、音の同一性というのが、これは当ワーキンググループでも新商標対応ということで議論したときに、どこまで同一と認めるのかということで非常に議論になりましたが、そういうことを踏まえて、ここをいわば特出しにして書いているということなんですね。

そういう意味では、これも論理的に整理をすれば小川先生御指摘のとおりになる。これは間違いなことですが、少し論理を崩してでも、より問題になりそうなところを重点的に書くかどうかという問題だろうと思いますが。先生方の御感触はいかがでございましょうか。

田中先生、お願いします。

○田中委員 先ほどの議論とほぼ同じで、構成の取り方の問題だと思っています。基本的には、当該の項につき適用が認められるか認められないかという結論を導く例をそれぞれ書くというスタンスで作っておられて、そのうち特に問題になる、あるいは重要な要件については、その前で定義づけするとともに、その要件についてまた例示してわかりやすくするように構成が図られている、というのが、この審査基準のスタンス又は方針であると理解することができるのであろうと思います。その意味では、先ほどの件と一貫していると思います。論理的に厳密に分解するとどうなるかという問題はともかく、今言ったような方針で、ユーザーにわかりやすく説明するためにこのような構成になっているということであれば、ある意味で一貫していると思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方はいかがでしょうか。

小川先生、どうぞ。

○小川委員 音の商標の場合に、本項の適用が認められる例が（２）だけなのかと読まれないでしょうか。

○小塚座長 事務局としてはいかがお考えですか。例は例なので、例が（２）だけかといえば、それは例が１つしか挙がっていないですね。しかし、例が別に本項が認められる場合の全てでないことは明らかなのではないかと思います。何か事務局からの御回答はあ

りますか。

○木村商標審査基準室長 確かに（１）のところで、同一の音商標であると需要者が認識する場合というのは、第３条第２項の適用においては非常に重要な部分になってくるかと思しますので、この部分を頭出しさせていただいて、あとは個別に（２）、（３）ということですので、書き方は（２）のみだということでは当然そうではなくて、（１）もあわせて、特に音商標についてはまさに今審査をしている最中でもございますので、この第３条第２項を適用する場面に当たってはこういったところがポイントになりますというのを明確にする意味では、（１）は非常に重要になってくるのかなと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

（１）の書き出しだけを見ると、肯定例といいますか、本項の適用を認められる例のように見えますが、①の中にはなお書きなどもあって、そういう意味では全体として肯定例だけのことを書いているかというのと、どちらかというのと、（１）のところは音商標の同一性を判断する際の判断の仕方を書いているのですね。そういう意味では、田中先生に御指摘いただきましたように、とにかく重要なこと、ユーザーが多く疑問に思うようなことは前にくくり出して書いてあるという考え方なのかなと思いますので、論理性を多少犠牲にしても、わかりやすさと実際上の運用上の、あるいは利用上の重要性を優先するということであれば、この形となりますが。いかがでございますか。

小川先生の御指摘のように改めるべきであるという御意見が、特にほかの先生方からなければこのままということで、認められる、認められない例にそろえるべきだという御意見があれば、もちろんそのようにしたらよろしいかと思いますが、いかがでしょう。原案のままでもよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、小川先生の御指摘のほうが論理的であるということは重々認めました上で、原案のままという御意見が多数でございますので、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かありますでしょうか。

もし特にないようでございますと、きょう出ました御意見をざっとおさらいさせていただきます。

まず、資料１の６ページ３．の（１）の類似群のところ、類似群というのは「類似商品・役務審査基準」にいう類似群をいうということを明記する。その上で現在の定義はそのまま残すということです。

それから、16 ページの色彩のみからなる商標として出願してきたのだけれども、これが認められないという話で、16 ページの例については、この出願を変更すると要旨変更に当たり、補正は難しいということを補う。

17 ページの位置を特定した色彩の商標については、その補正の仕方をもう少し具体的に記載する。

それから、今の例と対になるような話ですが、26 ページの今度は色彩を伴う位置の商標ですが、これの解説の最初の書き出しの部分を少し再検討して、再検討した結果、これ以上書けないということかもしれませんが、少し再検討をする。

26 ページの末行の「形状等」の「等」はとるということです。

30 ページの第3条第1項第1号に入りますが、例1の中で、今回加えました電子計算機について、商標「コンピュータ」というのは一番下に持ってくる。

31 ページの「特異なレタリング」、「特異な構成」というのは「特殊」に置きかえるということです。

次に、43 ページで「ありふれた標章」に該当する例は、「ありふれた」に該当する例と改める。

それから、44 ページの今回「指定商品又は指定役務を取扱う業界において」と挿入しました直後に、「商品又は役務の記号又は符号として」というふうに、「商品又は役務の」という言葉を補う。

53 ページの(6)「小売等役務について」という見出しを「小売等役務の商標について」と補う。

ということで、私が記録しております今回いただきました御意見については、以上であらうと思います。

本多敬子先生、どうぞ。

○本多委員 31 ページの「特異な」というところが、37 ページにもございます。もちろん全部訂正されるのかと思いますが。

○小塚座長 わかりました、ありがとうございます。

それでは、「特異な」はもう一度全体にわたって修正していただきます。

小川先生、どうぞ。

○小川委員 36 ページは、手直ししなかったんでしょうか。(オ)です。

○小塚座長 ありがとうございます。

36 ページは、私が申し落としました。(オ)を修正するのではなくて、35 ページの「(1)商品等の内容を認識させる場合」という見出しがついていますが、この見出しの表現がこれでいいかということを検討していただく。これも最終的にこれ以外に書きぶりがないかもしれませんが、要するに認識させる場合に当たるかどうかについてここに書いてあるということで、認識させるという肯定例を書いているのではないということです。その修正の仕方があるかどうかを検討するということです。

以上のような修正の御提案及び若干の検討課題をいただきましたが、これらを盛り込んだ上で、ワーキンググループとしては今回の商標審査基準改訂案を承認すると理解してよろしいでしょうか。このような理解で間違いありませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、修正として明確にした部分はそれとして、課題に残りました部分につきましては、最終的には座長の私にお任せいただけましたら、事務局と協議の上で確定したいと思います。そのような扱いをお認めいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上でこの商標審査基準改訂案についての本日の議論を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○小塚座長 今後のスケジュール等につきまして、事務局から御案内をいただけますでしょうか。

○青木商標課長 本日も御熱心な審議をいただきまして、ありがとうございました。本日御審議いただきました商標審査基準改訂案につきましては、事務局にて小塚座長と相談の上、庁内の所定の手続を経た上で、早期に特許庁ホームページに公表させていただきます。

○小塚座長 ありがとうございます。

3. 閉 会

○小塚座長 それでは、最後に諸岡審査業務部長から御挨拶をいただけるそうです。よろしく願いいたします。

○諸岡審査業務部長 皆様、御熱心な御審議、どうもありがとうございました。

このワーキンググループにおきましては、前年度の新しいタイプの商標の審査基準作成に続きまして、商標審査基準の全面的な見直しの御審議を賜りました。本年度は全面見直

しの初年度でございまして、主といたしまして商標法第3条、商標登録の要件に関する事項についての御審議をいただきました。

昨年7月から今回を含めまして6回、公開の場での審議を重ねていただきまして、裁判例から実務運用、制度利用に関する御意見も含めながら、さまざまな角度から貴重な御意見等を頂戴し、改訂案としてお取りまとめいただきました。小塚座長を初め委員の皆様に、改めまして厚く御礼を申し上げます。

今年度の成果は、先月までの1カ月のパブリックコメントにかけた上で、さらに本日の審議を加え、商標審査基準改訂といたします。改訂の審査基準は来月の4月1日から運用できるようにしたいと思っております。制度ユーザーの皆様に対しましてもしっかりと周知に務めてまいります。

政府全体の『知財推進計画2015』におきましては、「商標審査の予見可能性と一貫性を向上させるため、国内外のユーザーにとって明確かつ分かりやすい審査基準とすべく、その記載内容を見直して改訂する」と明記されております。今年度は商標の登録要件、そして来年度におきましては商標の類否といった不登録事由を中心に審査基準の御検討をお願いしたいと思います。

小塚座長のもと、委員の皆様には、引き続き当ワーキンググループにおきまして、来年度の全面見直しの総仕上げに向けまして、引き続き御審議の程お願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○小塚座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループの第16回会合を閉会とさせていただきたいと思っております。

本日は、御審議いただきましてありがとうございました。